

介護保険のサービスを利用するには

サービスを利用したい方は、要介護認定を受ける必要があります。手続きは次のとおりです。

| | |
|--------------|---|
| 要介護・要支援認定の申請 | 介護保険被保険者証(65歳以上の方)、医療保険被保険者証(40歳以上65歳未満の方)をお持ちのうえ、介護保険課(東区庁舎事務棟1階)、田沼・葛生の各総合窓口課で申請手続きをしてください。 |
| ↓ | |
| 要介護・要支援の認定 | 市職員などの調査員が訪問調査を行い、主治医が意見書を作成します。介護認定審査会で審査判定をします。 |
| ↓ | |
| 認定結果の通知 | 介護保険課より認定結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。 要介護1～5⇒介護サービスの利用 要支援1・2⇒介護予防サービスの利用 非該当⇒地域支援事業の利用 (介護保険以外のサービスが受けられます) |

在宅で介護サービスを利用する方は、介護支援専門員(ケアマネジャー)に相談し、サービスの利用を開始してください。ケアマネジャーはケアプランを作成するほか、利用者が安心してサービスを利用できるよう支援します。要支援1、2の方は地域包括支援センターへご相談ください。ケアプラン作成および相談は無料です(全額を介護保険で負担します)。

地域密着型サービスとは

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は佐野市の住民に限定されます。

※サービスの種類、内容などは市町村によって異なります

※食費、日常生活費などが別途負担となるサービスもあります

認知症の方向けのサービス

- ・ 認知症対応型通所介護…認知症の高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます(市内に7施設)。
- ・ 認知症対応型共同生活介護…認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます(市内に18施設)。要支援1の方は利用できません。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

- ・ 小規模多機能型居宅介護…小規模な住居型の施設で「通い」を中心に、自宅にきてもらう「訪問」、事業所へ泊る「宿泊」のサービスを受けられます(市内に9施設)。

地域の小規模な施設で受ける介護サービス

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護…定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます(市内に5施設)。要支援の方は利用できません。

介護保険事業所の情報は、市のホームページに掲載していますのでご覧ください。

(HOME→「くらしの情報」→「年金・保険」または「福祉」→介護保険指定事業所一覧)

■問合せ

介護保険全般に関することは…介護保険課☎(20)3022

介護予防などに関することは…いきいき高齢課☎(20)3021

介護保険料をきちんと納めましょう

65歳以上の方の介護保険料は、第5期介護保険事業計画(平成24年度から26年度)により、高齢者の増やサービス費の利用などを見込んで改定されています。基準額(年額)は、51,100円<第4期>から60,000円<第5期>に改定されました。

介護保険制度は安心して自立した生活が送れるように、社会全体で支える仕組みです。一人ひとりの介護保険料は、介護保険の貴重な財源となりますので、納期限までにきちんと納付しましょう。

介護保険料は年金天引き(特別徴収)が原則ですが、年金支給額(年額)が18万円未満の方や、天引きが一時期止まってしまった場合などは、納付書による納付(普通徴収)となります。

「保険料は年金から天引きされている」と思っている方でも、ご自宅に納付通知書が届きましたら、その通知書で納付方法などを確認し、忘れずに納付しましょう。

●保険料を納めないでいると・・・

災害など特別な事情がないのに滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

サービスを利用したときの費用がいったん全額自己負担となり、申請により後で保険給付分が支払われます。



1年6か月以上滞納すると

保険給付分の一部または全部が差し止めとなります。



2年以上滞納すると

サービスを利用したときの自己負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

※納付が困難な方はお早めにご相談ください

●正しい介護保険料の算定をするために・・・

介護保険料の金額は、前年の所得と世帯の課税状況により決定します。所得が未申告だと正しい保険料額の算定ができません。未申告の方は、所得の申告をお願いします。

※収入がなかったり、収入が税金の対象とならない遺族年金・障害年金だけの人なども、所得の申告が必要です

介護ベッドにご注意を

介護ベッドを利用中の事故が多発しています。

事故の多くは危険な部分があるかどうかの確認と正しい使い方によって未然に防ぐことができます。

利用者や介護される方、また介護に携わる方は注意と対策をよろしくお願いします。



はつらつ運動教室(介護予防教室)を開催します!

介護予防拠点施設「いきいき元気館たぬま」(田沼町90番地2)で、運動教室を開催します。



寒い季節こそ、身体を動かして、いきいきと元気に過ごしましょう。

▶日時 2月18日・25日・3月4日・11日・18日の各月曜日(全5回)
午前10時～11時30分

▶対象・定員 65歳以上の方・先着15人

▶費用 無料

▶講師 介護予防運動指導員

▶内容 基礎体力をつける基本体操、尿失禁予防体操など

■申込 電話で、いきいき高齢課

☎(20)3021へ